

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第18号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、<u>教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、<u>教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係</p>

<p>当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>4 略</p>	<p>長(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。